



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー グ ラ ン ド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 江 口 久  
(コード番号：3294 東証 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 白 惣 考 史  
(TEL. 03-3518-9779)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する  
株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本年 5 月 11 日付の「定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年 6 月 25 日開催予定の第 26 期定時株主総会で承認をいただいたうえで、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

上記に伴い、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催の第 25 期定時株主総会においてご承認いただいた取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額を廃止したうえで、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）に対して株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることとし、その報酬額及び内容決定について、本年 6 月 25 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションを割り当てる理由

取締役の報酬について、当社の業績及び株式価値との連動性を高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することによって、中長期に継続した業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることといたします。

2. 内容

(1) 報酬の額

取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額 20 百万円の範囲内で割り当てることについて、本年 6 月 25 日開催予定の第 26 期定時株主総会に諮ることといたします。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株

予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本年 5 月 11 日付の「監査等委員会設置会社への移行及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示させていただいた、監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者が、本年 6 月 25 日開催予定の第 26 期定時株主総会で承認された場合、取締役の員数は 5 名となります。

## (2) 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

### ① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の総数は、取締役会の決議において年額 20 百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出される新株予約権 1 個当たりの公正価額をもって除して得られた数（整数未満の端数は切り捨てる）を上限といたします。

### ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下割当株式数という）

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株といたします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

### ③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出される公正価額といたします。なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込に代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに割当株式数を乗じた金額といたします。

### ⑤ 新株予約権を行使できる期間

新株予約権を行使できる期間は、割当日の翌日から 30 年以内といたします。

### ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものといたします。

### ⑦ 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権の全部を一括してのみ行使できるものといたします。また、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会の決議により定めることといたします。

⑧ その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上